

令和8年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	上仰木 (上仰木辻ヶ下第2)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月10日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

区域内では、認定農業者及びその他の担い手が主たる担い手として地域農業を担っているが、後継者が明確でない農地や規模縮小などの意向のある農地の引き受け手が決まっていない。また、これまで地権者が行っていた水管理や草刈り作業について、高齢化により継続が困難となっている。補助金がなければ農業経営が成り立たない状況で、地域の活性化を図るための新たな作物の導入やブランド化等の取り組みが求められる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者及びその他担い手が耕作している農地については現状維持を基本とし、面積拡大の希望があれば地域合意の下で進めていく。また、担い手となる新たな人材の育成・確保に取り組むとともに、区域内の生産者それぞれが作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取り組みを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、農業基盤の維持に取り組んでいく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、必要に応じて農作業委託に取り組んでいく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①侵入防止柵については集落ぐるみで維持管理を行うことにより、適切な機能維持を図る。